

資料 6

墨田区子ども・子育て支援事業計画（構成案）

凡例

- ...必須記載事項
- ...任意記載事項
- ...区独自の記載事項

1. 計画の策定にあたって

- 計画策定の趣旨
- 計画の位置付け
- 計画の期間：平成 27 年度～平成 31 年度
- 計画策定体制と策定方法

2. 子ども・子育てを取り巻く区の状況

- 人口・世帯の動向と児童人口の予測
- 教育・保育の状況
- ニーズ調査の結果と課題など

3. 計画の基本的な考え方

- 基本理念

4. 子ども・子育て支援の事業計画

- 教育・保育の提供区域の設定
- 教育・保育の見込量・提供体制・実施時期（3 区分別、教育・保育施設、地域別保育事業）
- 地域子ども・子育て支援事業の見込量・提供体制・実施時期（13 事業）
- 教育・保育の一体的提供と推進体制の確保内容：認定こども園への移行の支援など
- 産休・育休後の教育・保育等の利用確保について

5. 計画の推進体制

- 子ども・子育て支援会議における点検と評価（PDCA サイクル）

資料編

子ども・子育て支援会議での経過など

次世代と
一緒に記載

1. 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨：背景、目的など

計画の位置付け：他の計画との関連性、計画の対象（区内の全ての子ども（18歳未満の児童）とその家族、事業主）など

- 計画の期間：平成 27 年度～平成 31 年度

計画策定体制と策定方法：子ども・子育て会議、ニーズ調査、パブコメなど

2. 子ども・子育てを取り巻く区の状況

人口・世帯（家族類型）の動向と児童人口の予測

教育・保育の状況

ニーズ調査の結果と課題など

3. 計画の基本的な考え方

- 基本理念
- 計画の体系

4. 子ども・子育て支援の事業計画

○ 教育・保育の提供区域の設定

	事業	提供区域
1	教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）	2 区域
2	地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）	2 区域
3	地域子ども・子育て支援事業	
(1)	利用者支援 検討中	1 区域
(2)	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）	2 区域
(3)	妊婦健診	区全域
(4)	乳児家庭全戸訪問事業	区全域
(5)	養育支援訪問事業、その他要支援・要保護児童の支援に関する事業	区全域
(6)	子育て短期支援事業	区全域
(7)	ファミリー・サポート・センター事業	区全域
(8)	一時預かり事業	2 区域
(9)	延長保育事業	2 区域
(10)	（病児・）病後児保育事業	2 区域
(11)	放課後児童健全育成事業	2 区域

小学校区域

○教育・保育の見込量・提供体制・実施時期（3区分別、教育・保育施設、地域別保育事業）

認定区分（3区分） 1号認定：3～5歳、幼児期の学校教育のみ
 2号認定：3～5歳、保育の必要性あり
 3号認定：0～2歳、保育の必要性あり

北部地区

		平成 27 年度			平成 28 年度		
		1号 3～5歳 教育のみ	2号 3～5歳 保育あり	3号 0～2歳 保育あり	1号 3～5歳 教育のみ	2号 3～5歳 保育あり	3号 0～2歳 保育あり
量の見込み		〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人
確保の内容	教育・保育施設	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人
	地域型保育事業	—	—	〇〇人	—	—	〇〇人
-		〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人

実際には平成 31 年度まで記載。

○地域子ども・子育て支援事業の見込量・提供体制・実施時期（13事業）

例）延長保育事業

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人数	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人
	箇所	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所
確保の内容	人数	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇人
	箇所	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所
-	人数	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
	箇所	〇箇所	〇箇所	〇箇所	〇箇所	〇箇所

13事業 利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 妊婦健診 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業（地域ネットワーク） 子育て短期支援事業 ファミリー・サポート・センター事業	一時預かり事業 延長保育事業 病児・病後児保育事業 放課後児童クラブ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 多様な主体の参入促進事業
---	--

○教育・保育の一体的提供と推進体制の確保内容：認定こども園への移行の支援など

●産休・育休後の教育・保育等の利用確保について

5. 計画の推進体制

●子ども・子育て支援会議における点検と評価（PDCA サイクル）

資料編

子ども・子育て支援会議での経過など

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」と「別表」で指定されている記載事項

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」に提示されている事項

必須事項

- 教育・保育の提供の区域の設定
- 各年度における教育・保育の見込み量
- 実施予定である教育・保育の提供体制の確保内容と実施時期
- 各年度における地域子ども・子育て支援事業の見込み量
- 実施予定である地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容と実施時期
- 教育・保育の一体的提供と推進体制の確保内容

任意事項

- | | |
|---------------------------------------|--------|
| ●子ども・子育て支援事業計画の基本理念など | 2．で掲載 |
| ●産休、育休後の教育・保育等の利用確保 | 4．で掲載 |
| ●都道府県との施策の連携 | 次世代で掲載 |
| ・児童虐待防止対策：相談体制の強化、発生予防、早期発見、早期対応など | |
| ・母子・父子家庭の自立支援の推進 | |
| ・障がい児施策の充実等 | |
| ●職業生活と家庭生活の両立のための施策 | 次世代で掲載 |
| ・仕事と生活の調和のための広報、啓発、情報収集、情報提供、企業への支援など | |
| ・仕事と子育ての両立のための基盤整備 | |
| ●計画作成の時期 | 1．で掲載 |
| ●計画の期間 | 1．で掲載 |
| ●計画の達成状況の点検と評価 | 5．で掲載 |